

社会保障・税一体改革関連(継続審議)法案 成立について

対象先	DB年金	厚年基金	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ポイント

- 11月16日、参議院本会議にて、社会保障・税一体改革に関する年金関連2法案が民主・自民・公明党等の賛成多数で可決・成立しました。
- 年金関連の成立した法案は、先の通常国会で継続審議とされた①国民年金法改正法案^{※1}、②年金生活者支援給付金法案^{※2}の2法案です。
- 法案のポイントは、以下のとおりです。
 - 国民年金法改正法案・・・
 - 年金特例公債の発行により基礎年金の国庫負担2分の1とする。
 - 公的年金の特例水準と本来水準の差である2.5%分を段階的に解消。
 - 年金生活者支援給付金法案・・・
 - 低所得の年金受給者に、最大月額5千円の支給。

※1 正式名称は「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」

※2 正式名称は「年金生活者支援給付金の支給に関する法律案」

⇒法案の概要は次頁をご参照

1. 国民年金法改正法案

	項目	内容	施行時期
1	平成24・25年度での年金特例公債発行	<ul style="list-style-type: none"> 平成24、25年度について、年金特例公債(つなぎ国債)により、基礎年金国庫負担割合2分の1との差額を負担。 平成24,25年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算。 	公布の日又は特例公債法の「年金特例公債の発行規定」の施行日のいずれか遅い日
2	特例水準の解消	<ul style="list-style-type: none"> 世代間公平の観点から、物価スライド特例分を平成25年度から27年度の3年間で解消。具体的な実施時期と解消幅は以下のとおり。 ①平成25年10月～:▲1.0% ②平成26年 4月～:▲1.0% ③平成27年 4月～:▲0.5% 	平成25年10月1日

2. 年金生活者支援給付金法案

	項目	内容	施行時期
	低所得者への年金額加算に代わる新たな給付措置	<ul style="list-style-type: none"> 低所得の年金受給者に対して、老齢年金生活者支援給付金を支給する。⇒対象者:約500万人 ①基準額(月額5千円、物価指数により変動)に納付済期間(月数)/480を乗じて得た額の給付。 ②免除期間に対応して、老齢基礎年金の満額の6分の1相当を基本とする給付。 低所得者の基準を超える者でも、補足的な給付を行い、所得の逆転を生じない措置を行う(補足的老齢年金生活者支援給付金という)。 ⇒対象者:約100万人 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者にも月額5千円が支給される(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円)。⇒対象者:約190万人 支払事務は、日本年金機構が行い、年金と同様に2ヶ月毎に支給。 ※低所得者とは、住民税の非課税世帯で年金を含む年収が老齢基礎年金の満額(平成27年度で77万円)以下の者(政令で定める)。 	平成27年10月1日

以上